



ことばと置き換え

う つむくばかりで声が聞き取れない。かと思えば、饒舌に話が拡散していく。少年事件の当事者たちには自分を語れることば、錯綜する心情をつむぐことばが出てこない苛立ちに似た表情が見えたりもする。許可付添人の経験のなかで、非行少年の心に澱のように沈む「ことば」をさぐるとき、少年の生活・生育の歴史・時間をなぞり拾いながらその「非行」の実質が見えてくるように思えた。「どうせオレなんか…」その者が抱え込むことばを探るなかで、その少年の非行という「事態」を把握できるように思う。少年法はそれを少年手続き、制度として保障してきた。いわば、司法制度が再非行を防ぐ手立てを探ることを促しているのだ。

その制度の実質的転換を促したのは「少年犯罪」という用語法だった。2000年の第一次の少年法改正前に意図的・積極的に言い換えて使われた。非行 delinquency という用語は元来、社会に不可避に表出してくる事態 delinqs を示す。それへの対応・解決は、社会の課題とされるのだ。非行の要因への多様な視点と社会的資源の手当が必要になる。手間のかかることだが、時間をかけつつも誰もが生きやすい社会の形成を展望した制度だともいえる。しかし、少年「犯罪」 crime とすることにより、一転し「行為の責任」が問われるべきことが意識に強くなるのぼり始めるのである。少年犯罪という用語はメディアでも無批判に一般化していくなかで、刑事法的発想はいつそう強くなってきた。この時期、90年代には併せて「体感治安」という用語も頻繁に使われた。「身近な社会的不安」を引き出す用語法は、その後の治安対策に関わる立法の露払いとなっていく。

お気づきのように、近年その手合いのことばの「置き換え」が頻出している。

いわゆる「盗聴」法については「通信傍受」と言い換え、それが犯罪の事前抑止・摘発の「公益的」方法であるかのような装いで成立させた。法案審議の過程で法務省は、「盗聴法案」の呼称を「極めて遺憾」であるとして、報道各社に「盗聴」と呼ばないよう要請してもいる(1999)。「戦争法」、「安保法制」についても「平和安全法制」とし、与党は戦争法との発言議事録の削除要求(2018)も。「共謀罪」は「テロ等準備罪」、「空

母」は「多機能護衛艦」だという。最近では、国会論議でも使われてきた「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」としたり、「武器輸出三原則」を「防衛装備移転三原則」と枚挙にいとまがない。

呆れるばかりだが、笑ってもいられない。

戦争につきすすむ戦前の日本の歴史にあって、不安と不況のなかで「国民精神」の発揚が強調され(1923「国民精神作興二閣スル詔書」)、「非常時」、「非国民」の用語法は、社会統制の機能を強化し、その後の「治安維持法」を導いた。

事態を表す「ことば」のメッセージは、生起する事態を読み解き、本質的な問題に迫る契機である。一方で、問題の本質を覆い隠すこともできる。ことばを言い換えることにより、人の印象、社会の意識をも変える。ことばのメッセージは、「ナラテブ」物語を創り出すこともできる。岐路に立つとき、ことば一つの置き換えで、現在(いま)を考える機会を奪われかねないことも。歴史的にも経験をしてきたことだ。何がいま危機にあるのか、未来像とともに、いまこそ焦点化する「ことば」を契機に多様に切り込むことが欠かせない。強く、しごとく、と思っている。

(神戸学院大学教授 佐々木光明)

次号予告

「法と民主主義」2023年11月号(No.583)

【特集】

第6回「原発と人権」
全国研究・市民交流集会 in ふくしま
人間・コミュニティの回復と
原発のない社会をめざして
—事故から12年のいま—

【お詫びと訂正】

2023年8・9月号(No.581)の「特集にあたって」に誤りがありました。

・3頁第2段20行目

「呼び掛け人の9名が亡くなった。」とありますが、正しくは、「呼び掛け人9名のうち8名が亡くなった。」です。

訂正して、お詫び申し上げます。(編集委員会)

◆針生誠吉基金◆

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。